

広島県告示第四百六十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の十七第一項の規定によつて、廃棄物が地下にある土地を指定区域として次のとおり指定する。

平成二十九年八月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定番号	指 定 区 域	埋立地の区分
三五	三原市八幡町宮内字下側二二〇番一の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第十三条の二第一号
三六	三原市八幡町宮内字小丸一四九番一の一部、一四九番四の一部、一四九番七の一部	令第十三条の二第一号
三七	三原市八坂町二番一の一部、六番二の一部、七番四、八番一、九番、一〇番、一三番四の一部、一四番一の一部、一六番二、一七番四の一部、一八番五の一部、一九番一の一部、二〇番、二一番二の一部、二一番三の一部、二二番、二三番、二四番の一部、二五番の一部、二五番二の一部、二六番一の一部、二八番の一部、二八番二	令第十三条の二第一号